

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和3年第1回定例会提出予定議案の説明

(4) 議案第1号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第1号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和3年2月12日

健康福祉局

議案第 1 号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定
について

1 改正理由

高齢者外出支援乗車事業に係る利用管理システム等の構築を行う民間事業者の選定に関して調査審議を行う附属機関を設置するため

2 設置する附属機関

- (1) 名 称 川崎市高齢者外出支援乗車事業利用管理システム等構築事業者選定委員会
- (2) 所 掌 事 務 高齢者外出支援乗車事業に係る利用管理システム等の構築を行う民間事業者の選定に関して調査審議すること。
- (3) 組 織 学識経験者及び市職員 6 人以内の委員
- (4) 委員の任期 委嘱され、又は任命された日から令和 4 年 3 月 3 1 日

3 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日から

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前				
○川崎市附属機関設置条例 平成27年 3 月23日 条例第 1 号 第 1 条～第 9 条 (略)					○川崎市附属機関設置条例 平成27年 3 月23日 条例第 1 号 第 1 条～第 9 条 (略)				
別表第 1 (第 2 条～第 5 条関係) 市長の附属機関					別表第 1 (第 2 条～第 5 条関係) 市長の附属機関				
附属機関	所掌事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期	附属機関	所掌事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期
(略)					(略)				
川崎市福祉有償運送運営協議会	福祉有償運送の必要性、安全及び旅客の利便の確保のために必要な措置並びに旅客から収受する対価に関して調査審議すること。	15人以内	(1) 関係団体の役職員 (2) 市民 (3) 関係行政機関の職員 (4) 市職員	2年	川崎市福祉有償運送運営協議会	福祉有償運送の必要性、安全及び旅客の利便の確保のために必要な措置並びに旅客から収受する対価に関して調査審議すること。	15人以内	(1) 関係団体の役職員 (2) 市民 (3) 関係行政機関の職員 (4) 市職員	2年
<u>川崎市高齢者外出支援乗車事業利用管理システム等構築事業者選定委員会</u>	<u>高齢者外出支援乗車事業に係る利用管理システム等の構築を行う民間事業者の選定に関して調査審議すること。</u>	<u>6人以内</u>	<u>(1) 学識経験者</u> <u>(2) 市職員</u>	<u>委嘱され、又は任命された日から令和4年3月31日まで</u>	<u><新規></u>				
(略)					(略)				

改正後	改正前
別表第2（第2条～第5条関係）（略）	別表第2（第2条～第5条関係）（略）